

I 市場制度の概要

1 TOKYO PRO Market の概要について

TOKYO PRO Market は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が開設する特定取引所金融商品市場（いわゆるプロ向け市場）のうち株券等に係る市場です。TOKYO PRO Market はロンドン証券取引所の開設する AIM 市場の Nominated Advisers（通称 Nomads）制度を参考とする J-Adviser 制度を採用しています。

（表）TOKYO PRO Market の上場制度概要

上場制度概要	TOKYO PRO Market	（参考）東証他市場
開示言語	英語又は日本語	日本語
上場基準	形式要件なし	形式要件あり
上場申請から 上場承認までの期間	10 営業日 （上場申請前に J-Adviser による 意向表明手続きあり）	2, 3 か月程度 （標準審査期間）
上場前の監査期間	最近 1 年間	最近 2 年間
内部統制報告書	任意	必須
四半期開示	任意	必須
主な投資家	特定投資家等 （いわゆる「プロ投資家」）	一般投資家

(1) 特定取引所金融商品市場の概要について

特定取引所金融商品市場は、原則として一般投資家の買付けが禁止されていることから、一般的に「プロ向け市場」と呼ばれ、2008年の金融商品取引法改正によって開設が可能となりました。東証では、株券等に係る市場及び債券に係る市場を、それぞれ TOKYO PRO Market、TOKYO PRO-BOND Market として開設しています。

(2) プロ投資家について

特定取引所金融商品市場である TOKYO PRO Market は、金融商品取引法及び東証の規則において、特定投資家等を除く一般投資家の買付けが禁止されています。TOKYO PRO Market において買付けができる投資家は「特定投資家等（いわゆる「プロ投資家」）」と呼ばれ、大きくは特定投資家と一定の非居住者に分類されます。さらに、特定投資家は、法令によって特定投資家として定義される者と、一定の条件を満たした上で、証券会社に届け出ることによって特定投資家に移行することのできる投資家（いわゆる「みなし」特定投資家）に分類されます。

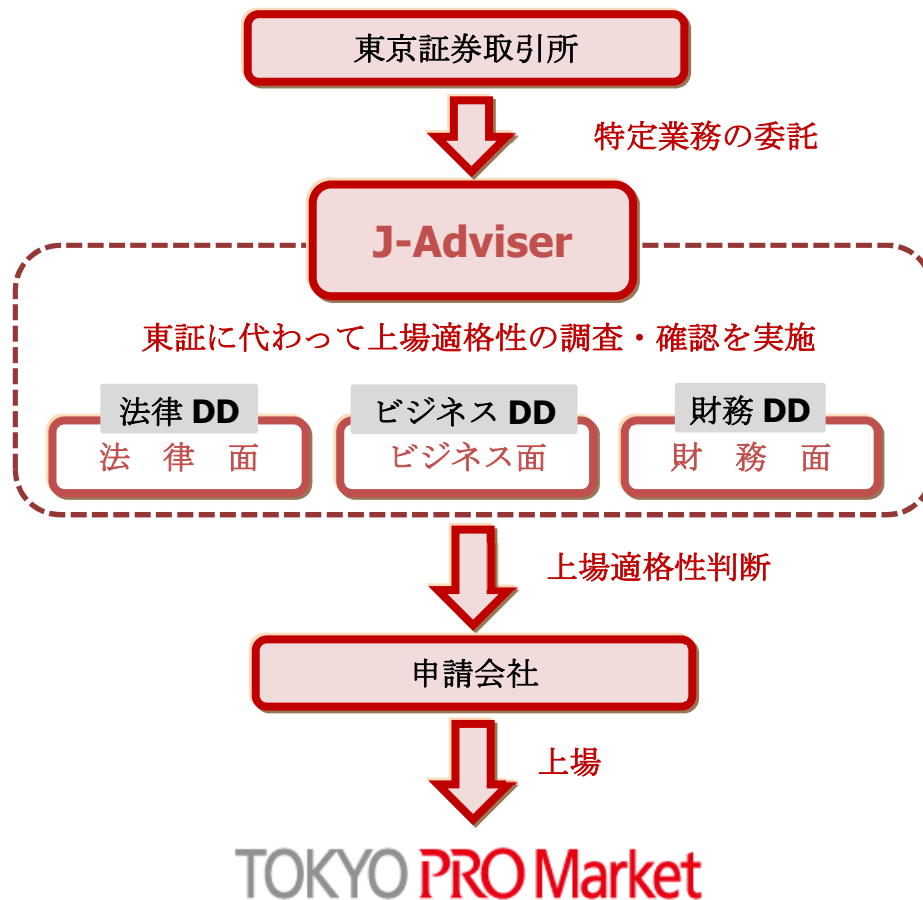
(表) 特定投資家等の概要

項目	具体例
特定投資家	適格機関投資家（金融機関など）、国、日本銀行
特定投資家（一般投資家へ移行可能）	上場会社、資本金5億円以上の株式会社
「みなし」特定投資家	特定投資家以外の株式会社、一定の要件に該当する個人（純資産の合計額/金融資産の合計額が3億円以上と見込まれ、1年以上の取引経験を有すること）
非居住者	日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人

なお、特定取引所金融商品市場においては、一般投資家の売付けは禁止されません。したがって上場前から株を保有している一般投資家が TOKYO PRO Market において、保有する株式を売却することは可能です。また、法令において一般投資家が例外的に買付けを行うことができる場合についても定められています。

(3) J-Adviser 制度について

TOKYO PRO Market はロンドン証券取引所が開設する AIM 市場の Nominated Advisers (通称 Nomads) 制度を参考にした「J-Adviser 制度」を採用しています。J-Adviser 制度は 2008 年の金融商品取引法改正によって可能となった制度であり、東証は一定の資格要件を満たし、資格を認証した J-Adviser に対して特定業務（上場又は上場廃止に関する基準又は上場適格性要件に適合するかどうかの調査など）を委託します。J-Adviser は担当する上場会社に対して、上場前の上場適格性の調査確認や上場後の適時開示の助言・指導、上場維持要件の適合状況の調査を実施します。なお、この J-Adviser 制度は、TOKYO PRO Market 上場会社又はその取締役に対して、上場会社としての義務を減免するものではありませんので、ご注意ください。



(4) プリンシプルベースの考え方に基づく運用について

東証はプリンシプルベースの考え方に基づいて TOKYO PRO Market の上場制度を運用します。「プリンシプルベースの考え方」とは東証が市場運営にあたり「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」における原則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、個々のケースに応じた適切な判断を行いながら市場を運営するということを意味しています。

2 新規上場の制度

(1) 新規上場の仕組み

TOKYO PRO Market における株式の新規上場は、その株式の発行会社（以下、上場申請を行う株式の発行会社を「申請会社」といいます。）が契約している J-Adviser（以下、「担当 J-Adviser」といいます。）を通して行われます。具体的には、申請会社が TOKYO PRO Market への上場適格性を有しているかどうかについて、担当 J-Adviser が予め調査・確認を行ったうえで、担当 J-Adviser による「上場適格性に係る申請書」と申請会社による「有価証券新規上場申請書」などの新規上場申請書類を、担当 J-Adviser を通して東証に提出します。東証では上場申請を受け付けると共に、その旨を公表し、原則として上場申請から 10 営業日後に上場を承認します。その後、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合は、その手続きを経て上場します。

新規上場に関する諸規則は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」によって構成されています。

(2) 対象となる有価証券

TOKYO PRO Market に上場可能な有価証券は、普通株、種類株、信託受益証券などさまざまな形態が可能です。具体的には、特例第 2 条第 3 号で「株券等」の定義として規定した下記の 13 種類の有価証券を規則上の上場対象としています。

(表) 「株券等」として定義した有価証券一覧

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 内国法人の発行する株券 ・ 外国法人の発行する株券 ・ 優先出資証券 ・ 内国法人及び外国法人の発行する新株予約権証券 ・ ETN ・ 投資信託受益証券 ・ 外国投資信託受益証券 ・ 投資証券 ・ 外国投資証券 ・ 外国株預託証券 ・ 内国商品信託受益証券 ・ 外国証券信託受益証券 ・ 外国受益証券発行信託の受益証券 |
|---|

なお、株券以外のものを上場するにあたっては、システム等の確認に時間を要することもあり得ることから、事前に東証上場推進部へ確認してください。

(3) 使用する言語

TOKYO PRO Market は、リスク資本を必要とする国内外企業の上場を想定しており、開示及び東証への提出書類については日本語だけではなく英語でも開示及び提出が可能です。また、開示資料に使用する言語を日本語とし、東証への提出書類に使用する言語を英語とするなど、開示資料と東証への提出書類を別々の言語とすることも可能です。

(4) 会計基準について

日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準 (IFRS) の3基準と、これらの3基準のいずれかと同等であることを、担当 J-Adviser と監査法人が判断し、当取引所が適当と認めた基準を採用することが可能です。なお、「当取引所が適当であると認めた基準」による場合は、当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容について開示する必要があります。

3 上場にかかわる関係者とその役割

(1) J-Adviser

J-Adviser は TOKYO PRO Market の申請会社にとって最も重要なパートナーです。J-Adviser は必要に応じて外部専門家（弁護士、会計士など）との協力体制を構築し、申請会社の上場適格性の調査・確認を実施するとともに、上場申請から上場までの一連の事務手続きをリードする役割を担います。上場準備段階においては、必要に応じて申請会社の上場に向けた資本政策や社内体制整備のアドバイスを、上場後においても、資金調達や企業の IR（インベスター・リレーションズ）活動の支援を実施します。

また、J-Adviser が証券会社である場合には、主幹事証券として上場時及び上場後の特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等の引き受けを行う場合もあります。

なお、上場に関して申請会社は担当 J-Adviser 1 社との間で「J-Adviser 契約」を締結し、具体的な上場準備を進めることとなります。上場後も当該 J-Adviser 契約が有効に維持されることが上場維持の前提となります。

東証が承認した J-Adviser の一覧は東証のホームページ (<https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpm/outline/02-01.html>) に掲載されています。

(2) 監査法人

監査法人は、特例に基づき提出される特定証券情報（又は発行者情報）に添付される財務諸表等について監査意見を表明します。

(3) 株式事務代行機関

株式事務代行機関は、株式関係事務の円滑化のため設置を求められている機関であり、株主名簿作成事務等の受託、議決権・配当等株主に付与される各種の権利の処理を行います。国内の申請会社は上場にあたり、株式事務を規則上定められた株式事務代行機関に委託することが必要となります。

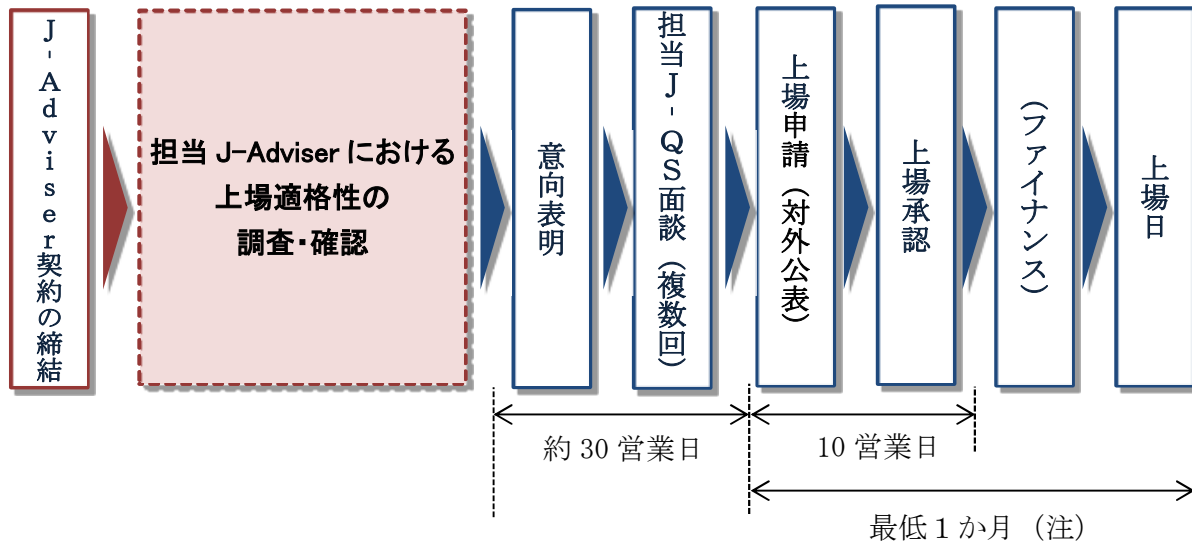
(4) 流動性プロバイダー

東証の取引参加者である流動性プロバイダーは、申請会社の株券が上場されたのち、その株券の円滑な流通の確保に努める役割を担います。申請会社は上場にあたり、東証の取引参加者から同意を得たうえで、1 社以上の取引参加者を流動性プロバイダーとして指定することが必要となります。なお、申請会社から流動性プロバイダーとして指定される取引参加者は、東証に対して流動性確保のための方針を記載した書面を提出する必要があります。

4 上場までのステップ

TOKYO PRO Market への上場手続きは、概ね以下の流れで行われます。なお、詳細なスケジュールについては、J-Adviser に確認してください。

(表) 意向表明から上場までの流れと期間



(注) 未上場会社でファイナンスを実施せずに上場する場合も、株券電子化等に伴う諸手続きの関係から、対外公表から上場まで1か月程度の期間を要する場合があります。

(1) 上場申請に至るまで

TOKYO PRO Market に上場するためには、J-Adviser の中の1社との間で「J-Adviser 契約」を締結する必要があります。契約締結後、担当 J-Adviser は、申請会社を担当する J-QS (担当 J-QS) を中心に、申請会社に対して、TOKYO PRO Market への上場適格性を有しているかについて調査・確認を行います。また、申請会社は、担当 J-Adviser の助言・指導を受け、上場申請に必要な書類を準備します。これらの書類の記載事項には、事業内容、財務状況、取締役等についての詳細が含まれます。

担当 J-Adviser が申請会社の上場適格性を調査・確認した後、担当 J-Adviser は、上場申請に係る意向表明を行います。

(2) 上場申請に係る意向表明・担当 J-QS 面談

上場申請に係る意向表明は、上場申請日の30営業日程度前までに担当 J-Adviser が、申請会社名、担当 J-Adviser の連絡先、希望する上場スケジュール(上場申請日、上場承認日、上場日)等を記載した「上場申請意向書」を東証に電子メールにて送信することで行われます。

意向表明後において、東証（自主規制法人）の審査担当者が担当 J-QS 面談を実施し、担当 J-Adviser における上場適格性の調査・確認プロセスが適切であったか確認します。

また、上場会社の役員には、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしい経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的とした e ラーニングを、申請会社の役員の方等に上場申請までに受講していただきます。

なお、意向表明から上場承認までの全ての東証とのやりとりは担当 J-Adviser を介して行われ、原則として東証が申請会社と直接コンタクトをとることはありません。

（注）意向表明を行った後に上場申請に至らなかった場合、担当 J-Adviser は「上場申請意向取下書」を東証に提出します。

（3）上場申請

上場承認を希望する日の少なくとも 10 営業日前までに、担当 J-Adviser を通じて「有価証券新規上場申請書」を提出することで上場申請を行います。また、上場申請が行われた段階で、申請書の添付書類のうち以下の申請会社に係る情報を公表します。

- ・ 特定証券情報（又は発行者情報）
- ・ 「新規上場申請に係る宣誓書」
- ・ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」
- ・ 申請会社の定款

（4）東証による上場承認以後

a. 上場承認の発表

上場申請から原則 10 営業日後に上場承認を行います。

b. 上場

東証と交わす上場契約により、申請会社は、TOKYO PRO Market 上場会社として、上場日から適時開示等に関して定められた諸規則を遵守することなどが求められることとなります。

上場日には、東証において上場セレモニーが行われ、東証から上場会社に対して上場通知書や記念品を贈呈します。

5 上場後の義務について

(1) J-Adviser 契約の維持

TOKYO PRO Market の上場会社は、上場前に担当 J-Adviser 1 社との間で契約した「J-Adviser 契約」を上場後も有効に継続することが求められています。J-Adviser 契約は新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、規則によって最低限盛り込まなくてはならない項目を定めていますが、東証において統一的なフォーマットは定めておらず、各 J-Adviser が独自の契約書を作成することとなっています。

(表) J-Adviser 契約に盛り込まなければならない項目

特例施行規則第 306 条
(1) 契約の相手方から受領した情報の非開示及び不適切な利用の禁止
(2) 特例に基づく義務を履行するために J-Adviser に生じる義務
(3) 特例第 2 編の規定を遵守するために担当会社に生じる義務
(4) J-Adviser が特例に基づく義務を履行するために必要となる担当会社の義務並びに担当会社の業務及び組織の変更等を J-Adviser に通知するために必要となる担当会社の義務
(5) 費用、通知、解約等に関する事項
(6) J-Adviser と担当会社との間の連絡手続
(7) 契約の解約に係る J-Adviser 及び担当会社の事前催告義務（催告は、原則として、解約の 1 か月以上前に行うことを要する。）
(8) その他当取引所が必要と認める事項

なお、TOKYO PRO Market 上場会社は、担当 J-Adviser からの指導・助言を受けながら適切に上場会社としての義務を果たすことで、当該 J-Adviser 契約を維持することが求められます。このように、J-Adviser 契約は TOKYO PRO Market における新規上場及び上場維持の前提となる重要な契約であり、J-Adviser 契約の解約は上場会社の上場廃止にもつながることから、J-Adviser 契約の解約に関する事項、当該契約の解約に係る事前催告義務に関する事項、当該契約の解約につながる可能性のある要因が発生していない旨（当該要因が発生している場合は当該要因の詳細及び当該契約の解約の有無に関する担当 J-Adviser の考え方）及び当該要因が発生した場合に上場廃止につながる可能性がある旨について、特定証券情報若しくは発行者情報又は有価証券届出書若しくは有価証券報告書（以下「特定証券情報等」といいます。）に予め記載することで、上場廃止の予見可能性を高めるという対応を行うことが望まれます。

(2) 適時開示について

TOKYO PRO Market の上場会社も他の市場に上場する上場会社と同様に適時適切に会社情報を開示する義務があります。TOKYO PRO Market の上場会社に求められる適時開示の項目は、他の市場に上場する上場会社と大きな違いはなく、適時開示は TDnet (Timely Disclosure network: 適時開示情報伝達システム) と呼ばれる国内の金融商品取引所等が共同利用する適時開示の登録・配信システムを利用して行なわれます。開示された情報は TDnet を通じて多数の報道機関に伝達されるほか、「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、Web 上において公衆縦覧に供されます。

適時開示情報閲覧サービス URL (<https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/>)

TOKYO PRO Market では、担当 J-Adviser が上場会社に対して適時開示に必要な助言・指導及び事務を行います。具体的には、担当 J-Adviser は東証と上場会社の間に立ち、上場会社に対して適時開示に必要な助言・指導を行うほか、TDnet への登録にあたり、東証との調整を行います。

(表) 適時開示が求められる主な会社情報

○上場会社の情報

- ・ 上場会社の決定事実
- ・ 上場会社の発生事実
- ・ 上場会社の決算情報
- ・ 上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- ・ その他の情報

(MSCB 等の転換又は行使の状況に関する開示、支配株主等に関する事項の開示、担当 J-Adviser の異動 等)

○子会社等の情報

- ・ 子会社等の決定事実
- ・ 子会社等の発生事実
- ・ 子会社等の業績予想の修正等

なお、TOKYO PRO Market に上場する有価証券も金融商品取引法上の内部者取引規制（いわゆるインサイダー取引規制）の対象となります。TOKYO PRO Market は株式の売付けに関しては制限がないことから、上場にあたっては、個社の状況に応じて自社役職員の自社株売買の管理体制を整備することも考えられます。

(3) 発行者情報の開示について

TOKYO PRO Market の上場会社は、直前の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の末日を経過した日から3か月以内に、「発行者情報」を作成・公表しなくてはなりません。

発行者情報は、他の市場に上場する上場会社における有価証券報告書などの法定開示に相当する開示資料であり、東証が定める様式（特例施行規則別記第4号様式）に従って作成します。発行者情報の公表は（1）東証のウェブサイトへの掲載、（2）上場会社のウェブサイトへの掲載のいずれかの方法を選択することができますが、（2）の方法を選択した場合は速やかに担当 J-Adviser を通じて東証に当該発行者情報のデータ（PDF 形式）を提出する必要があります。東証は担当 J-Adviser から提出された発行者情報を速やかに東証のウェブサイトに掲載します。

一度掲載された発行者情報は、次の発行者情報が掲載されるまでは継続して掲載する必要があるほか、当該発行者情報の内容に変更又は訂正すべき事項が生じた場合、上場会社は担当 J-Adviser と相談の上、直ちにその内容を公表しなくてはなりません。

(4) 実効性確保手段及び上場廃止について

TOKYO PRO Market においては、上場会社が上場適格性を維持しているかどうかの確認を担当 J-Adviser が J-Adviser 業務として実施します。その上で、担当 J-Adviser は、上場会社が上場適格性を喪失したと判断した場合には、J-Adviser 契約に基づき、その契約の解除を行うこととなります。担当 J-Adviser からの契約解除の通知を受けた上場会社は、必要な期間内に別の J-Adviser との間で J-Adviser 契約を締結できなかった場合に上場廃止となります。

また、東証においても実効性確保の手段として、以下の措置を講じることができるとされています。

- ・ 公表措置
- ・ 改善報告書の提出
- ・ 特設注意市場銘柄の指定
- ・ 上場株券等の上場廃止
- ・ 上場契約違約金

そのほか、上場会社が「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、上場廃止申請は、株主をはじめとした利害関係者に大きな影響を与えることから、株主総会の特別決議を経るものとしており、慎重な判断を要します。